

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	証券取引法第24条の2第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成19年9月18日
【事業年度】	第2期（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）
【会社名】	西日本高速道路株式会社
【英訳名】	West Nippon Expressway Company Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 奥田 楯彦
【本店の所在の場所】	大阪府大阪市北区堂島一丁目6番20号
【電話番号】	06-6344-4000（代表）
【事務連絡者氏名】	財務部長 橋田 哲久
【最寄りの連絡場所】	大阪府大阪市北区堂島一丁目6番20号
【電話番号】	06-6344-4000（代表）
【事務連絡者氏名】	財務部長 橋田 哲久
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月28日に提出いたしました第2期（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正を要する箇所がありましたので、これを訂正するため、有価証券報告書の訂正報告書を提出するものです。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第2 事業の状況

5 経営上の重要な契約等

第4 提出会社の状況

3 配当政策

5 役員の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

第5 経理の状況

1 連結財務諸表等

(1) 連結財務諸表

追加情報

注記事項

関連当事者との取引

(企業結合等関係)

当連結会計期間（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）

⑤ 連結附属明細表

借入金等明細表

2 財務諸表等

(1) 財務諸表

① 貸借対照表

表示方法の変更

追加情報

3【訂正箇所】

訂正箇所は、_____ 罫で示してあります。

第一部【企業情報】

第2【事業の状況】

5【経営上の重要な契約等】

(訂正前)

(前略)

(2) 東日本高速道路及び中日本高速道路との間の業務の連携等に関する包括協定について

当社は、東日本高速道路及び中日本高速道路との間で、3社が連携又は共同して業務を行う際又は共通する課題を検討する際に必要となる基本的な事項を包括的に定め、もって業務の円滑かつ効率的な実施に資することを目的として、平成17年10月1日付で業務の連携等に関する包括協定を締結しております。

この点、当該包括協定において、業務等の実施方法、費用負担等の必要な事項については、別途個別協定を締結することとされており、これに基づき、当社は、東日本高速道路及び中日本高速道路との間で、3社が連携又は共同して行う経理・財務業務、給与・厚生業務、料金徴収・料金事務センター運営業務及び研究開発・技術協力業務等の実施方法に関して、それぞれ平成17年10月1日付で個別協定（以下「個別協定」と総称します。）を締結しております。

これらの個別協定の有効期間は、包括協定締結時点において、平成17年10月1日から平成18年3月31日までとされておりますが、有効期間が満了する1ヶ月前又は3ヶ月前（いずれによるかは各個別協定において定められております。）までに当社、東日本高速道路及び中日本高速道路のいずれからも個別協定の内容の変更の申し出がない場合は、有効期間満了の日の翌日から更に1年間有効とし、以後この例に従うとされております。上記に基づき、当該個別協定は、自動更新され、現在に至っており、平成20年3月31日まで有効となっております。なお、研究開発・技術協力業務に関しましては、中日本高速道路に設置された中央研究所（以下「中央研究所」といいます。）にて3社の調査・研究及び技術開発業務を取り扱っておりましたが、かかる業務が下記(4)で後述する新設分割により設立された㈱高速道路総合技術研究所に承継されたことに伴い、平成19年4月2日付で新たな個別協定を締結しております。

(3) 事業譲受けに関する契約

(中略)

3. 西日本高速道路サービス四国株式会社

① 相手企業の名称

四国ハイウェイサービス株式会社

② 事業内容 高速道路の料金收受事業及び交通管理事業

③ 契約締結日 平成18年12月8日

④ 取得価格及び譲受資産の内容 現金11百万円（資産11百万円、負債一百万円）

(後略)

(訂正後)

(前略)

(2) 東日本高速道路及び中日本高速道路との間の業務の連携等に関する包括協定について

当社は、東日本高速道路及び中日本高速道路との間で、3社が連携又は共同して業務を行う際又は共通する課題を検討する際に必要となる基本的な事項を包括的に定め、もって業務の円滑かつ効率的な実施に資することを目的として、平成17年10月1日付で業務の連携等に関する包括協定を締結しております。

この点、当該包括協定において、業務等の実施方法、費用負担等の必要な事項については、別途個別協定を締結することとされており、これに基づき、当社は、東日本高速道路及び中日本高速道路との間で、3社が連携又は共同して行う経理・財務業務、給与・厚生業務、料金徴収・料金事務センター運営業務及び研究開発・技術協力業務等の実施方法に関して、それぞれ平成17年10月1日付で個別協定（以下「個別協定」と総称します。）を締結しております。

これらの個別協定の有効期間は、包括協定締結時点において、平成17年10月1日から平成18年3月31日までとされておりますが、有効期間が満了する1ヶ月前又は3ヶ月前（いずれによるかは各個別協定において定められております。）までに当社、東日本高速道路及び中日本高速道路のいずれからも個別協定の内容の変更の申し出がない場合は、有効期間満了の日の翌日から更に1年間有効とし、以後この例に従うとされております。上記に基づき、当該個別協定は、自動更新され、現在に至っており、平成20年3月31日まで有効となっております。なお、研究開発・技術協力業務に関しましては、中日本高速道路に設置された中央研究所（以下「中央研究所」といいます。）にて3社の調査・研究及び技術開発業務を取り扱ってりましたが、かかる業務が下記(4)で後述する新設分割により設立された(株)高速道路総合技術研究所に承継されたことに伴い、平成19年4月1日付で新たな個別協定を締結しております。

(3) 事業譲受けに関する契約

(中略)

3. 西日本高速道路サービス四国株式会社

① 相手企業の名称

四国ハイウェイサービス株式会社

② 事業内容 高速道路の料金收受事業及び交通管理事業

③ 契約締結日 平成18年12月8日

④ 取得価格及び譲受資産の内容 現金24百万円（資産24百万円、負債一百万円）

(後略)

第4【提出会社の状況】

3【配当政策】

(訂正前)

当社は、平成19年度から平成22年度までの間を「経営基盤を確立する期間」と位置付けており、当面の間は、自己資本の充実に努めていきたいと考えております。

内部留保金につきましては、高速道路事業から生じたものとそれ以外のものとに区分し、高速道路事業につきましては、自己資本の充実に図るとともに料金収入の減少または管理費用の増大時に役立てることとし、高速道路事業以外の事業につきましては、今後の事業展開に向けた投資に用いることとしております。

当社は、会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことができる旨を定款に定めており、剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会となります。

(訂正後)

当社は、平成19年度から平成22年度までの間を「経営基盤を確立する期間」と位置付けており、当面の間は、自己資本の充実に努めていきたいと考えております。

内部留保金につきましては、高速道路事業から生じたものとそれ以外のものとに区分し、高速道路事業につきましては、自己資本の充実に図るとともに料金収入の減少または管理費用の増大時に役立てることとし、高速道路事業以外の事業につきましては、今後の事業展開に向けた投資に用いることとしております。

なお、当社は、「剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う」旨を定款に定めております。

また、当社は、会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会となります。

5 【役員 の 状 況】

(訂正前)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 会長	—	石田 孝	昭和18年1月29日生	昭和41年4月 株式会社神戸製鋼所入社 平成4年6月 同 取締役 平成11年6月 同 専務執行役員 都市環境カンパニー執行副 社長 平成14年6月 コベルコ建機株式会社 代表取 締役社長 平成16年4月 コベルコクレーン株式会社 代 表取締役社長 (兼) コベルコ建機株式会社 代表取締役会長 平成17年10月 当社代表取締役会長 (現在) 平成18年6月 (主要な兼職) 西日本高速道路 サービス・ホールディングス株 式会社 代表取締役会長	(注) 2	—
代表取締役 社長	—	奥田 楯彦	昭和19年9月9日生	昭和43年4月 日本道路公団入社 平成13年2月 同 中部支社長 平成14年7月 同 審議役 平成15年6月 財団法人 道路サービス機構 参与 平成16年6月 日本道路公団 理事 平成17年10月 当社代表取締役社長 (現在)	(注) 2	—
専務取締役	—	山本 正堯	昭和18年10月11日生	昭和43年4月 建設省 (現 国土交通省) 入省 平成10年6月 同 都市局長 平成13年1月 国土交通省 政策統括官 平成13年8月 日本道路公団 理事 平成17年10月 当社専務取締役 (現在)	(注) 2	—
取締役	—	河本 造	昭和29年2月21日生	昭和51年4月 関西電力株式会社入社 平成11年12月 同 グループ経営推進室 電力関連事業支援グループ チーフリーダー 平成12年6月 同 グループ経営推進室 電力関連事業支援グループ チーフマネジャー 平成15年6月 同 グループ経営推進本部 グループ経営管理支援グル ープ チーフマネジャー 平成17年10月 当社取締役 (現在)	(注) 2	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
取締役	—	高田 邦彦	昭和21年7月26日生	昭和46年4月 建設省(現 国土交通省)入省 平成11年7月 同 関東地方建設局長 平成12年10月 財団法人 日本建設情報総合センター 審議役 平成14年3月 広島高速道路公社 理事長 平成17年4月 財団法人 日本建設情報総合センター 審議役 平成17年10月 当社取締役(現在)	(注) 2	—
監査役 (常勤)	—	石川 浩三	昭和22年9月25日生	昭和46年4月 国税庁入庁 平成12年7月 同 東京国税不服審判所次席国税審判官 平成14年7月 同 名古屋国税不服審判所長 平成15年7月 財団法人ハイウェイ交流センター 監事 平成17年10月 当社監査役(常勤)(現在)	(注) 3	—
監査役 (非常勤)	—	惣福脇 亨	昭和17年7月20日生	昭和41年4月 九州電力株式会社入社 平成13年7月 同 執行役員 経営管理室長 平成14年7月 同 執行役員 熊本支店長 平成16年6月 同 監査役 平成17年10月 当社監査役(非常勤)(現在)	(注) 3	—
監査役 (非常勤)	—	土岐 憲三	昭和13年8月29日生	昭和41年4月 京都大学 工学部助教授 昭和51年4月 京都大学 防災研究所教授 平成5年4月 京都大学 工学部教授 平成9年12月 京都大学 大学院工学研究科長兼工学部長 平成13年4月 京都大学 総長補佐 平成14年4月 立命館大学 理工学部教授 平成17年10月 当社監査役(非常勤)(現在)	(注) 3	—
計						—

(後略)

(訂正後)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
代表取締役 会長	—	石田 孝	昭和18年1月29日生	昭和41年4月 株式会社神戸製鋼所入社 平成4年6月 同 取締役 平成11年6月 同 専務執行役員 都市環境カンパニー執行副 社長 平成14年6月 コベルコ建機株式会社 代表取 締役社長 平成16年4月 コベルコクレーン株式会社 代 表取締役社長 (兼) コベルコ建機株式会社 代表取締役会長 平成17年10月 当社代表取締役会長(現在) 平成18年6月 (主要な兼職) 西日本高速道路 サービス・ホールディングス株 式会社 代表取締役会長 <u>(現在)</u>	(注) 2	—
代表取締役 社長	—	奥田 楠彦	昭和19年9月9日生	昭和43年4月 日本道路公団入社 平成13年2月 同 中部支社長 平成14年7月 同 審議役 平成15年6月 財団法人 道路サービス機構 参与 平成16年6月 日本道路公団 理事 平成17年10月 当社代表取締役社長(現在)	(注) 2	—
専務取締役	—	山本 正堯	昭和18年10月11日生	昭和43年4月 建設省(現 国土交通省)入省 平成10年6月 同 都市局長 平成13年1月 国土交通省 政策統括官 平成13年8月 日本道路公団 理事 平成17年10月 当社専務取締役(現在)	(注) 2	—
取締役	—	河本 造	昭和29年2月21日生	昭和51年4月 関西電力株式会社入社 平成11年12月 同 グループ経営推進室 電力関連事業支援グループ チーフリーダー 平成12年6月 同 グループ経営推進室 電力関連事業支援グループ チーフマネジャー 平成15年6月 同 グループ経営推進本部 グループ経営管理支援グル ープ チーフマネジャー 平成17年10月 当社取締役(現在)	(注) 2	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
取締役	—	高田 邦彦	昭和21年7月26日生	昭和46年4月 建設省(現 国土交通省)入省 平成11年7月 同 関東地方建設局長 平成12年10月 財団法人 日本建設情報総合センター 審議役 平成14年3月 広島高速道路公社 理事長 平成17年4月 財団法人 日本建設情報総合センター 審議役 平成17年10月 当社取締役(現在)	(注) 2	—
監査役 (常勤)	—	石川 浩三	昭和22年9月25日生	昭和46年4月 国税庁入庁 平成12年7月 同 東京国税不服審判所次席国税審判官 平成14年7月 同 名古屋国税不服審判所長 平成15年7月 財団法人ハイウェイ交流センター 監事 平成17年10月 当社監査役(常勤)(現在)	(注) 3	—
監査役 (非常勤)	—	惣福脇 亨	昭和17年7月20日生	昭和41年4月 九州電力株式会社入社 平成13年7月 同 執行役員 経営管理室長 平成14年7月 同 執行役員 熊本支店長 平成16年6月 同 監査役 平成17年10月 当社監査役(非常勤)(現在) 平成18年6月 九州電力株式会社 常任監査役 <u>(現在)</u>	(注) 3	—
監査役 (非常勤)	—	土岐 憲三	昭和13年8月29日生	昭和41年4月 京都大学 工学部助教授 昭和51年4月 京都大学 防災研究所教授 平成5年4月 京都大学 工学部教授 平成9年12月 京都大学 大学院工学研究科長 兼工学部長 平成13年4月 京都大学 総長補佐 平成14年4月 立命館大学 理工学部教授 <u>(現在)</u> 平成17年10月 当社監査役(非常勤)(現在)	(注) 3	—
計						—

(後略)

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

(前略)

(3) 取締役及び監査役に対する役員報酬並びに会計監査人に対する報酬

		年間報酬総額（千円）	
取締役（5名）	社内（5名）	94,000	
	社外（0名）	0	
監査役（3名）	社内（0名）	0	
	社外（3名）	24,000	
会計監査人		公認会計士法第2条第1項に規定する業務に基づく報酬	46,500
		上記以外の業務に基づく報酬	—

(中略)

(7) 取締役の選任及び解任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。

また、当社は、取締役の解任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う旨を定款に定めております。

(8) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う旨を定款に定めております。

これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものです。

(訂正後)

(前略)

(3) 取締役及び監査役に対する役員報酬並びに会計監査人に対する報酬

		年間報酬総額 (千円)	
取締役 (5名)	社内 (5名)	94,038	
	社外 (0名)	0	
監査役 (3名)	社内 (0名)	0	
	社外 (3名)	23,940	
会計監査人	公認会計士法第2条第1項に規定する業務に基づく報酬	46,500	
	上記以外の業務に基づく報酬	-	

(中略)

(7) 取締役の選任及び解任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う旨、また、その決議は累積投票によらない旨を定款に定めております。

また、当社は、取締役の解任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う旨を定款に定めております。

(8) 取締役会において決議することができる株主総会決議事項

当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に、中間配当を支払うことができる旨定款に定めております。これは、株主への利益還元を機動的に行うことを目的とするものです。

(9) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う旨を定款に定めております。

これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものです。

第5【経理の状況】

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

追加情報

(訂正前)

前連結会計年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>—————</p>	<p>(固定資産評価額等の調整)</p> <p>国土交通省からの注意・是正文書(平成18年9月20日)を踏まえ、当社成立時に日本道路公団より承継された固定資産の一部の評価額等を当連結会計年度において7,997百万円(貯蔵品△1,163百万円、仕掛道路資産△2,417百万円、高速道路事業固定資産 機械装置及び運搬具△5,706百万円、その他1,410百万円、関連事業固定資産 その他973百万円、各事業共用固定資産 △1,187百万円、その他92百万円)調整し、資本剰余金を同額増加させています。</p> <p>これに伴う減価償却累計額の調整額289百万円は、当連結会計年度の特別損失に固定資産評価調整損として計上しています。</p>

(訂正後)

前連結会計年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>—————</p>	<p>(固定資産評価額等の調整)</p> <p>国土交通省からの注意・是正文書(平成18年9月20日)を踏まえ、当社成立時に日本道路公団より承継された固定資産の一部の評価額等を当連結会計年度において7,997百万円(貯蔵品1,163百万円、仕掛道路資産2,417百万円、高速道路事業固定資産 機械装置及び運搬具5,706百万円、その他△1,410百万円、関連事業固定資産その他△973百万円、各事業共用固定資産1,187百万円、その他△92百万円)調整し、資本剰余金を同額増加させています。</p> <p>これに伴う減価償却累計額の調整額289百万円は、当連結会計年度の特別損失に固定資産評価調整損として計上しています。</p>

注記事項

【関連当事者との取引】

(訂正前)

前連結会計年度（自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日）

(前略)

(2) 兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関係内容		取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
主要株主が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等	(独) 日本高速道路保有・債務返済機構	東京都港区	4,463,874	高速道路にかかる道路資産の保有及び会社への貸付、承継債務の返済等	-	-	道路資産の借受	道路資産賃借料の支払(注1)	217,137	高速道路事業営業未払金	41,424
							道路資産及び債務の引渡等	道路資産の引渡	31,348	高速道路事業営業未収入金	1,713
								債務の引渡及び債務保証(注2)	17,600	-	-
								債務の引渡及び債務保証(注3)	13,600	-	-
							借入金連帯債務	債務保証(注4)	11,774,453	-	-
当社借入に対する被債務保証(注5)	51,522	-	-								
主要株主が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等	東日本高速道路(株)	東京都千代田区	52,500	高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理等	-	-	借入金連帯債務	債務保証(注4)	70,063	-	-
							借入金連帯債務	当社借入に対する被債務保証(注5)	51,522	-	-
							料金収入の精算等	料金収入の精算による支払等	19,689	高速道路事業営業未払金	5,985
主要株主が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等	中日本高速道路(株)	名古屋市中区	65,000	高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理等	-	-	借入金連帯債務	債務保証(注4)	58,038	-	-
								当社借入に対する被債務保証(注5)	51,522	-	-
							料金収入の精算等	料金収入の精算金の受入等	15,866	未収入金	329
								民営化に伴うETC前受金の精算	-	高速道路事業営業未収入金	8,554

- (注) 1. 日本道路公団等民営化関係法施行法第24条の規定により、国土交通大臣が策定した暫定協定に基づき支払を行っています。
2. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を(独)日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡しています。また、引き渡した額のうち、政府からの借入金を除いた金額については、東日本高速道路(株)及び中日本高速道路(株)と連帯して債務を負っています。なお、保証料は受け取っていません。
3. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を(独)日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡しています。また、引き渡した額のうち、日本道路公団が政府から借り入れをした金額については、連帯して債務を負っています。なお、保証料は受け取っていません。

4. 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、(独)日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路㈱及び中日本高速道路㈱が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券(政府からの借入金、(独)日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び政府が保有している債券を除く)については、(独)日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路㈱及び中日本高速道路㈱と連帯して債務を負っています。なお、保証料は受け取っていません。
5. 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、当社が日本道路公団から承継した借入金(政府からの借入金を除く)については、(独)日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路㈱及び中日本高速道路㈱と連帯して債務を負っています。なお、保証料は支払っていません。
6. 取引金額及び期末残高には、債務保証を除き、消費税が含まれています。

当連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

(前略)

(2) 兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関係内容		取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員 の兼任等	事業上 の関係				
主要株主が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等	(独)日本高速道路保有・債務返済機構	東京都港区	4,463,874	高速道路にかかる道路資産の保有及び会社への貸付、承継債務の返済等	-	-	道路資産の借受	道路資産賃借料の支払	491,795	高速道路事業営業未払金	53,046
							道路資産及び債務の引渡等	道路資産の引渡	33,647	高速道路事業営業未収入金	1,284
								債務の引渡及び債務保証(注1)	35,684	-	-
							借入金の連帯債務	債務保証(注2)(注3)	10,136,577	-	-
主要株主が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等	東日本高速道路㈱	東京都千代田区	52,500	高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理等	-	-	借入金の連帯債務	債務保証(注3)	55,076	-	-
							料金収入の精算等	料金収入の精算による支払等	40,497	高速道路事業営業未払金	6,665
主要株主が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等	中日本高速道路㈱	名古屋市中区	65,000	高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理等	-	-	借入金の連帯債務	債務保証(注3)	49,623	-	-
							民営化に伴うETC前受金の精算	ETC前受金の精算金の受入	8,554	-	-

- (注) 1. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡しています。また、引き渡した額のうち、民営化以降民間金融機関から調達した借入金については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っています。なお、保証料は受け取っていません。
2. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を(独)日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡しています。また、引き渡した額のうち、日本道路公団が国から借り入れをした金額については、連帯して債務を負っています。なお、保証料は受け取っていません。

3. 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、(独)日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路㈱及び中日本高速道路㈱が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券(国からの借入金、(独)日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く)については、(独)日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路㈱及び中日本高速道路㈱と連帯して債務を負っています。なお、保証料は受け取っていません。
4. 取引金額には料金収入の支払による清算等を除き消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等を含んでいます。

(訂正後)

前連結会計年度(自平成17年10月1日至平成18年3月31日)

(前略)

(2) 兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関係内容		取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
主要株主が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等	(独)日本高速道路保有・債務返済機構	東京都港区	4,463,874	高速道路にかかる道路資産の保有及び会社への貸付、承継債務の返済等	-	-	道路資産の借受	道路資産賃借料の支払(注1)	217,137	高速道路事業営業未払金	41,424
							道路資産及び債務の引渡等	道路資産の引渡(注2)	31,348	高速道路事業営業未収入金	1,713
								債務の引渡及び債務保証(注3)	17,600	-	-
								債務の引渡及び債務保証(注4)	13,600	-	-
							借入金の連帯債務	債務保証(注5)	11,774,453	-	-
								当社借入に対する被債務保証(注6)	51,522	-	-
主要株主が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等	東日本高速道路㈱	東京都千代田区	52,500	高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理等	-	-	借入金の連帯債務	債務保証(注5)	70,063	-	-
							当社借入に対する被債務保証(注6)	51,522	-	-	
							料金収入の精算等	料金収入の精算による支払等(注7)	19,689	高速道路事業営業未払金	5,985
主要株主が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等	中日本高速道路㈱	名古屋市中区	65,000	高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理等	-	-	借入金の連帯債務	債務保証(注5)	58,038	-	-
								当社借入に対する被債務保証(注6)	51,522	-	-
							料金収入の精算等	料金収入の精算金の受入等(注7)	15,866	未収入金	329
								民営化に伴うETC前受金の精算(注7)	-	高速道路事業営業未収入金	8,554

(注) 1. 日本道路公団等民営化関係法施行法第24条の規定により、国土交通大臣が策定した暫定協定に基づき支払を行っています。

2. 道路整備特別措置法第51条の規定により、道路資産を(独)日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡しています。

3. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を（独）日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡しています。また、引き渡した額のうち、政府からの借入金を除いた金額については、東日本高速道路㈱及び中日本高速道路㈱と連帯して債務を負っています。なお、保証料は受け取っていません。
4. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を（独）日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡しています。また、引き渡した額のうち、日本道路公団が政府から借り入れをした金額については、連帯して債務を負っています。なお、保証料は受け取っていません。
5. 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、（独）日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路㈱及び中日本高速道路㈱が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券（政府からの借入金、（独）日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び政府が保有している債券を除く）については、（独）日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路㈱及び中日本高速道路㈱と連帯して債務を負っています。なお、保証料は受け取っていません。
6. 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、当社が日本道路公団から承継した借入金（政府からの借入金を除く）については、（独）日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路㈱及び中日本高速道路㈱と連帯して債務を負っています。なお、保証料は支払っていません。
7. 取引条件及び取引条件の決定方針等につきましては、相互の取り決めにより、精算処理を行っております。
8. 取引金額及び期末残高には、債務保証を除き、消費税が含まれています。

当連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

（前略）

(2) 兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関係内容		取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員 の兼任等	事業上 の関係				
主要株主が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等	(独) 日本高速道路保有・債務返済機構	東京都港区	4,463,874	高速道路にかかる道路資産の保有及び会社への貸付、承継債務の返済等	-	-	道路資産の借受	道路資産賃借料の支払 (注1)	491,795	高速道路事業営業未払金	53,046
							道路資産及び債務の引渡等	道路資産の引渡 (注2)	33,647	高速道路事業営業未収入金	1,284
								債務の引渡及び債務保証 (注3)	35,684	-	-
							借入金の連帯債務	債務保証 (注4) (注5)	10,136,577	-	-
主要株主が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等	東日本高速道路㈱	東京都千代田区	52,500	高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理等	-	-	借入金の連帯債務	債務保証 (注5)	55,076	-	-
							料金収入の精算等	料金収入の精算による支払等 (注6)	40,497	高速道路事業営業未払金	6,665
主要株主が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等	中日本高速道路㈱	名古屋市中区	65,000	高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理等	-	-	借入金の連帯債務	債務保証 (注5)	49,623	-	-
							民営化に伴うETC前受金の精算	ETC前受金の精算金の受入 (注6)	8,554	-	-

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等につきましては、当社及び機構との間の道路資産の貸付料を含む協定に基づいて決定しております。

2. 道路整備特別措置法第51条の規定により、道路資産を（独）日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡しています。
3. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を、（独）日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡しています。また、引き渡した額のうち、民営化以降民間金融機関から調達した借入金については、（独）日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っています。なお、保証料は受け取っていません。
4. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を（独）日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡しています。また、引き渡した額のうち、日本道路公団が政府から借り入れをした金額については、連帯して債務を負っており、政府からの借入金を除いた金額については、東日本高速道路㈱及び中日本高速道路㈱と連帯して責務を負っております。なお、保証料は受け取っていません。
5. 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、（独）日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路㈱及び中日本高速道路㈱が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券（政府からの借入金、（独）日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く）については、（独）日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路㈱及び中日本高速道路㈱と連帯して債務を負っています。なお、保証料は受け取っていません。
6. 取引条件及び取引条件の決定方針等につきましては、相互の取り決めにより、精算処理を行っております。
7. 取引金額には料金収入の支払による清算等を除き消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等を含んでいます。

（企業結合等関係）

当連結会計期間（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

（訂正前）

（前略）

4. 当社の連結子会社である西日本高速道路サービス四国株式会社による事業譲受

① 企業結合の概要

相手企業の名称	四国ハイウェイサービス株式会社
取得した事業の内容	高速道路の料金收受事業及び交通管理事業
企業結合を行った主な理由	事業効率の向上を図るため
企業結合日	平成19年2月1日
企業結合の法的形式	当社子会社の西日本高速道路サービス四国株式会社による事業譲受
結合後企業の名称	西日本高速道路サービス四国株式会社

② 連結財務諸表に含まれている取得した事業の業績の期間

平成19年2月1日から平成19年3月31日まで

③ 取得した事業の取得原価及びその内訳

現金11百万円

④ 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

資産の額

固定資産	11百万円
合計	11百万円

（後略）

(訂正後)

(前略)

4. 当社の連結子会社である西日本高速道路サービス四国株式会社による事業譲受

① 企業結合の概要

相手企業の名称	四国ハイウェイサービス株式会社
取得した事業の内容	高速道路の料金収受事業及び交通管理事業
企業結合を行った主な理由	事業効率の向上を図るため
企業結合日	平成19年2月1日
企業結合の法的形式	当社子会社の西日本高速道路サービス四国株式会社による事業譲受
結合後企業の名称	西日本高速道路サービス四国株式会社

② 連結財務諸表に含まれている取得した事業の業績の期間

平成19年2月1日から平成19年3月31日まで

③ 取得した事業の取得原価及びその内訳

現金24百万円

④ 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

資産の額

流動資産 2百万円

固定資産 21百万円

合計 24百万円

(後略)

⑤【連結附属明細表】

【借入金等明細表】

(訂正前)

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
流動資産				
その他（短期借入金）	—	500	1.41	—
1年以内に返済予定の長期借入金	5,714	261	2.37	—
道路建設関係長期借入金	77,000	82,316	1.67	平成21.2.27～ 平成22.8.25
その他の長期借入金 （1年以内に返済予定のものを除く。）	45,808	2,042	2.34	平成21.5.29～ 平成45.8.26
その他の有利子負債				
流動負債				
その他（1年以内に返済予定建設協力預り金）	—	330	0.47	—
固定負債				
その他（建設協力預り金（1年以内に返済予定のものを除く。））	—	805	0.43	平成19.9.20～ 平成28.9.20
合計	128,522	86,256	—	—

(後略)

(訂正後)

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
流動負債				
その他（短期借入金）	—	500	1.41	—
1年以内に返済予定の長期借入金	5,714	261	2.37	—
道路建設関係長期借入金	77,000	82,316	1.67	平成21.2.27～ 平成22.8.25
その他の長期借入金 （1年以内に返済予定のものを除く。）	45,808	2,042	2.34	平成21.5.29～ 平成45.8.26
その他の有利子負債				
流動負債				
その他（1年以内に返済予定建設協力預り金）	—	330	0.47	—
固定負債				
その他（建設協力預り金（1年以内に返済予定のものを除く。））	—	805	0.43	平成20.4.1～ 平成28.9.20
合計	128,522	86,256	—	—

(後略)

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

①【貸借対照表】

(訂正前)

区分	注記 番号	前事業年度 (平成18年3月31日)		当事業年度 (平成19年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(資産の部)					
I 流動資産					
1. 現金及び預金		133,048		24,574	
2. 高速道路事業営業未収 入金		48,417		47,305	
3. 未収入金		14,194		22,951	
4. 短期貸付金		18,006		56,019	
5. 仕掛道路資産		104,759		217,272	
6. 商品		—		5	
7. 原材料		362		396	
8. 貯蔵品		1,558		1,648	
9. 受託業務前払金		1,580		5,379	
10. 前払金		860		1,336	
11. 前払費用		39		443	
12. 繰延税金資産		800		1,010	
13. その他の流動資産		4,378		7,433	
貸倒引当金		△183		△37	
流動資産合計		327,820	62.4	385,739	64.7

(後略)

--	--	--	--	--	--	--	--

(訂正後)

区分	注記 番号	前事業年度 (平成18年3月31日)		当事業年度 (平成19年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(資産の部)					
I 流動資産					
1. 現金及び預金		133,048		24,574	
2. 高速道路事業営業未収入金		48,417		47,305	
3. 未収入金		14,194		22,951	
4. 短期貸付金		18,006		56,019	
5. 仕掛道路資産		104,759		217,272	
6. 商品		—		5	
7. 原材料		362		396	
8. 貯蔵品		1,558		1,648	
9. 受託業務前払金		1,580		5,379	
10. 前払金		860		1,336	
11. 前払費用		39		443	
12. 繰延税金資産		800		1,010	
13. 仮払消費税		—		7,342	
14. その他の流動資産		4,378		90	
貸倒引当金		△183		△37	
流動資産合計		327,820	62.4	385,739	64.7

(後略)

--	--	--	--	--	--	--	--

表示方法の変更

(訂正前)

前事業年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(損益計算書)</p> <p>前事業年度まで区分掲記しておりました「工事負担金収入」(当事業年度は33百万円)及び「物品売却益」(当事業年度は1百万円)は、ともに営業外収益の総額の100分の10以下となったため、営業外収益の「その他」に含めて表示することになりました。</p> <p>前事業年度まで「道路休憩所」と称しておりましたSA・PAにおける高速道路の休憩所、給油所等の建設、管理等の事業は、当事業年度から「SA・PA事業」に名称を変更しております。</p> <p>よって、前事業年度まで「道路休憩所事業営業収益」並びに「道路休憩所事業営業費」として表示していましたが、同事業の営業収益と営業費用は、「SA・PA事業営業収益」と「SA・PA事業営業費用」にそれぞれ変更しております。</p>

(訂正後)

前事業年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(貸借対照表)</p> <p>前事業年度まで流動資産の「その他」に含めて表示しておりました「仮払消費税」は、<u>当事業年度において、資産の総額の100分の1を超えたため、区分掲記しました。</u></p> <p>なお、前事業年度末の「仮払消費税」は4,030百万円であります。</p> <p>(損益計算書)</p> <p>前事業年度まで区分掲記しておりました「工事負担金収入」(当事業年度は33百万円)及び「物品売却益」(当事業年度は1百万円)は、ともに営業外収益の総額の100分の10以下となったため、営業外収益の「その他」に含めて表示することになりました。</p> <p>前事業年度まで「道路休憩所」と称しておりましたSA・PAにおける高速道路の休憩所、給油所等の建設、管理等の事業は、当事業年度から「SA・PA事業」に名称を変更しております。</p> <p>よって、前事業年度まで「道路休憩所事業営業収益」並びに「道路休憩所事業営業費」として表示していましたが、同事業の営業収益と営業費用は、「SA・PA事業営業収益」と「SA・PA事業営業費用」にそれぞれ変更しております。</p>

追加情報

(訂正前)

前事業年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(固定資産評価額等の調整)</p> <p>国土交通省からの注意・是正文書(平成18年9月20日)を踏まえ、当社成立時に日本道路公団より承継された固定資産の一部の評価額等を当中間会計期間において7,997百万円(貯蔵品△1,163百万円、仕掛道路資産△2,417百万円、高速道路事業固定資産 機械及び装置△5,663百万円、その他1,367百万円、関連事業固定資産 其他973百万円、各事業共用固定資産△1,187百万円、其他92百万円)調整し、其他資本剰余金を同額増加させています。</p> <p>これに伴う減価償却累計額の調整額289百万円は、当事業年度の特別損失に固定資産評価調整損として計上しています。</p>

(訂正後)

前事業年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(固定資産評価額等の調整)</p> <p>国土交通省からの注意・是正文書(平成18年9月20日)を踏まえ、当社成立時に日本道路公団より承継された固定資産の一部の評価額等を当事業年度において7,997百万円(貯蔵品1,163百万円、仕掛道路資産2,417百万円、高速道路事業固定資産 機械及び装置5,663百万円、其他△1,367百万円、関連事業固定資産 其他△973百万円、各事業共用固定資産1,187百万円、其他△92百万円)調整し、其他資本剰余金を同額増加させています。</p> <p>これに伴う減価償却累計額の調整額289百万円は、当事業年度の特別損失に固定資産評価調整損として計上しています。</p>